

令和5年8月9日

鳥取労働局長
平川 雅浩 殿鳥取地方最低賃金審議会
会長 佐藤 匡

印

鳥取県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和5年7月7日付け鳥労発基 0707 第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和3年10月6日発効の鳥取県最低賃金（時間額821円）は、令和3年度の鳥取県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、最低賃金額の引上げを円滑に実施するため、政府、特に、中央最低賃金審議会に対して下記の取組を実施するよう強く要望する。

1 政府への要望

- ① 中小企業・小規模事業者の最低賃金の引上げに向けた環境整備については労使共通の認識である。政府は需要喚起策や生産性向上の支援（業務改善助成金の特例的な要件緩和・拡充等）を早急に行うこと。また、申請から実際に支給されるまで、複雑な手続きと煩雑な書類の提出など、中小企業・小規模事業者が申請を断念するケースがみられるので、申請手続等の簡略化に努めること。
- ② 中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇分の適正な価格転嫁対策の強化をはじめ、税制を含めて賃上げ企業への優遇措置や社会保険料負担額の軽減など、真に効果のある取組を強く要望する。
- ③ 来年度以降の円滑な最低賃金の議論に資するため、セーフティネットとして機能し得る水準や政府として目指す水準を示したうえで、インフレ率や各種施策との関係性を含めた中期的な工程表を明確にすること。また、その水準達成に向け、必要な施策を有効的且つ迅速に実施すること。

2 中央最低賃金審議会への要望

- ① 最低賃金の地域間格差の是正に関しては、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率ではなく、額差の縮小が重要であり、政府目標を含めて認識を改めること。
- ② 通常の事業の賃金支払い能力の明確な根拠となりうるデータ及び分析手法を検討すること。
- ③ 地方最低賃金審議会の公益委員は、労使代表委員と異なり、中央とのチャンネルがなく、また、他県公益委員との情報交換ルートも持たない。中央最低賃金審議会のもとに「全国地方最低賃金審議会会長会議（仮称）」を立ち上げ、目安に関する小委員会の金額審議経過の説明やランクごとの分科会（意見交換等）を設置すること。

鳥取県最低賃金

- 1 適用する地域
鳥取県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 900円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

鳥取県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 鳥取県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 821 円
- (3) 発 効 日 令和 3 年 10 月 6 日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和 3 年度
- (3) 生活保護水準（令和 3 年度）
生活扶助基準（第 1 類費＋第 2 類費＋期末一時扶助費）の鳥取県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（93,412 円）

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1（2）に掲げる金額の 1 箇月換算額（註）と上記 2（3）に掲げる金額とを比較すると鳥取県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註） 1 箇月換算額

821 円（鳥取県最低賃金）×173.8（1 箇月平均法定労働時間数）
×0.816（可処分所得の総所得に対する比率※）＝116,435 円

※ 令和 5 年 7 月 12 日に開催された、中央最低賃金審議会第 2 回目安小委員会で提出された、「生活保護と最低賃金」グラフに示された比率